

# 学校運動部活動における体罰に関する調査研究

高橋豪仁  
(奈良教育大学保健体育講座)  
久米田恵  
(株式会社ネオキャリア)

## An Investigation of Bodily Punishment in School Athletic Clubs

TAKAHASHI Hidesatoi  
(Department of Physical Education, Nara University of Education)  
KUMEDA Megumi  
(Neo Career Co., LTD)

**要旨：**学校の運動部活動の問題の一つとして、体罰がある。本研究では、奈良教育大学の学生を対象（n=278, 有効回答262）に質問紙調査を実施し、中学・高校の運動部活動を想起するやり方で、体罰についての実態を明らかにするとともに、彼ら、彼女らの体罰についての是非の意識が何によって規定されるのかを検討した。学校運動部経験者204人の内、体罰を経験したことのある者は52人（約25%）だった。体罰の是非の意識に関連する項目として、性別、学校運動部活動への所属経験、体罰経験、競技レベル、所属する学校運動部活動のスポーツのタイプの5つについて検討した。その結果、体罰の是非の意識に関連する項目は、性別と体罰経験だった。男子学生の方が女子学生よりも体罰が「必要である」と答える割合が大きかった。また、体罰を経験したことがある者は、体罰を「必要である」「良いことである」と肯定的に捉える傾向が強いことが明らかとなり、体罰経験が体罰を再生産する可能性が示唆された。

**キーワード：**体罰 bodily punishment、学校運動部活動 school athletic club、暴力 violence

## 1. はじめに

### 1. 1. 体罰の問題性

学校教育における体罰は、1947年に制定された学校教育法第11条により「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と禁止されている。

森田（2003）は『しつけと体罰』の中で、体罰の6つの問題性を挙げている。「①体罰はそれをしている大人の感情のはけ口であることが多い。②体罰は恐怖感を与えることで子どもの言動をコントロールする方法である。③体罰は即効性があるので、他のしつけの方法がわからなくなる。④体罰はしばしばエスカレートする。⑤体罰は、それを見ているほかの子どもに深い心理的ダメージを与える。⑥体罰は、ときに、とり返しのつかない事故を引き起こす。」の6つである。坂本（1995）もこれらの問題性について述べており、加

えて、体罰は教師からも生徒からも冷静さを奪ってしまい体罰がどんどんエスカレートし思わぬ方向に教師を引き込んでいくこと、体罰によって体罰を行う教師も体罰を受ける生徒も考える習慣、能力を失っていき教師も生徒も墮落させることを述べている。

また、岡山（1982）によると、心理学的に罰は有機体の特定の行動に対して、有害刺激 (noxious stimulus) を与えることによって、その行動の生起頻度を低減せしめようとする手続きと定義され、罰は加罰の対象となった行動を除去したり停止したりする効果はなく、当該行動の生起を一時的に抑制または延期するのみであり、それは罰そのものが負の強化因として機能すると言うよりは、罰の恐怖が被罰者に一時的な回避反応を引き起こさせるに過ぎないということを述べている。このように体罰は教育的にも心理的にも大きな問題を含んでおり、また、子どもの人権を守るという点においても学校教育法で体罰が明確に禁止されているのは当然のことである。

## 1. 2. 体育、学校運動部活動における体罰

牧らが1986-1987年に実施した調査によると、教師の体罰行使経験者は、普通科教師36.7%、技術・家庭・職業科教師38.6%、全科(小学校)教師49.2%に比べ、体育科教師による体罰経験者は67.4%と高い値を示していた。また、部活動については文化部担当教師の体罰行使経験者33.5%であったが、体育部担当教師の体罰行使経験者は53.8%であり、体育教師や体育部担当の教師に体罰を行う者が多いことが明らかにされている(秋池,1992,358頁)。

体育教師と体育部担当の教師に体罰を行う者が多い理由には、体育の内在的性質と体育外部からの要因が考えられる(坂本,1995)。体育の内在的性質とは、以下の5つである。

- ①スポーツは身体で覚える。目的や理由は、やってみて、できるようになって初めて理解できる。スポーツ指導は言葉や理解を軽視する傾向が生まれる。
- ②スポーツは芸術や工作と違って自分の仕事を対象化しにくく、他人(コーチ)の批評にたよる傾向がある。自分の活動の成果は記録や試合の勝敗であり、練習過程よりも結果に引きずられてしまう。
- ③スポーツにはルールがあり、練習方法上の基本型というべきものがあるが、単純なものであり、具体的な練習方法はコーチによって多様である。そのため、スポーツのコーチは独断的になりやすい。
- ④普通科の授業では言葉で理解させることが主であるが、体育科は生徒の特定姿勢を正すのに身体にふれて教えることもある。また、危険防止のために身体にふれたり、補助をするために身体にふれたりする。このような日常的関係から体育科教師が生徒の身体にふれることに教師も生徒も抵抗感を感じない傾向がある。これは体育部担当教師、コーチについても同様である。
- ⑤体育は学校教育の一環として子どもの精神形成をも目指している。

以上のような体育に内在する体罰の要因とは別に、スポーツが政治、とりわけ軍国主義、国家主義に利用されてきたという外在的な要因もある。また、テレビの普及とともに商業主義の対象になっていることも学校スポーツ、体育の横行の原因となっている。こうした体育の内在的性質とスポーツが政治に利用されるといふ体育外部からの要因から、体育において体罰が生じやすくなり、体育教師や体育部担当の教師に体罰を行う者が多くなると坂本は指摘している。

## 1. 3. 学校運動部活動における体罰

2005年夏の第87回全国高校野球選手権大会で駒大苫小牧高校が57年ぶりの連覇を達成した翌日、当時の野球部長が大会前に部員に対して暴力をふるったことが発覚した。この事件を受けて、日本高野連は8月27日、

「暴力のない高校野球を目指して」と題する日本高野連会長名の緊急通達を発表し、暴力を高校野球から一掃することを強く呼びかけた。

朝日新聞社は、2006年4-5月、各都道府県高校野球連盟に加入する硬式野球部の指導者を対象に、体罰の有無などを尋ねるアンケートを実施し、2528人から回答を得た(回答率60%)。指導において体罰をしたことがある人は約7割おり、「最近もした」と回答した指導者は7%だった。体罰への認識では「どんな場合でも許されない」が39%だったのに対して、「やむを得ない」「必要だ」があわせて60%だった。前年度の緊急通達にも拘わらず、高校野球から体罰が一掃されているとは言えない状況が明らかとなった。

体罰は、運動部活動でも野球部だけに特徴的なことではないようである。阿江(1990,1991,1995)は学校運動部活動における体罰の調査を行っている。それによると、小中高のいずれかに体罰経験がある者は調査対象者の半数以上にのぼる。阿江は、学校運動部活動における指導の手段として体罰が使用されるのは、「言われたことができなかった」や「ミスをした」など競技スポーツにおいての上達、優秀を強調しすぎるからだろうと述べている。指導者は学校運動部活動におけるスポーツに対して競技志向の高い価値意識を持っており、そのことが体罰を引き起こしている原因のひとつであると考えられる。

一方、体罰による成果として体罰を受けた者は「精神的に強くなった」、「技能が向上した」などを挙げており、体罰の成果を評価しているのである(阿江,1990)。また、体罰を受けた者の半数以上が体罰を受けることに対して否定的な意識を持っていない。その理由として「できないから仕方ない」や「運動部は厳しいものだから」などが挙げられている(阿江,1991)が、何が体罰を肯定することと直接関係があるのかについては明らかにされていない。どのような要因によって、体罰を容認する意識が創られるのだろうか。

これらの阿江の調査の対象は体育科に所属する短大生であった。そのために、小中高いずれかで体罰経験がある者が半数以上にのぼったのかもしれない。また、阿江も対象者は運動能力自体が高く、種目への好意度も高かったため、不満が健在化しなかったと考えられると述べている。では、対象者が体育を専門とする学生のみではない場合はどのような結果が出るのだろうか。

## 2. 研究目的と方法

### 2. 1. 研究目的

以上の問題をふまえ、本研究では、調査対象を体育を専門とする学生のみではなく、様々な専攻領域の学生とし、本格的に部活動を行う中学・高校時代を想起

し、質問紙調査に回答してもらい、中学・高校時代の体罰の実態を明らかにすることを目的とする。また、どうして学校運動部活動において指導を受ける者が体罰を容認することがあるのかという点に注目し、体罰の是非の意識は何によって規定されるかを検討する。体罰の是非の意識を規定するものとして、性別、学校運動部活動の所属経験、体罰経験、競技レベル、所属する学校運動部活動のスポーツのタイプ（個人競技、対人競技、集団競技）を取り上げ、体罰の是非の意識との関連性を検討していく。なお、本研究では、体罰の是非の意識について、体罰の必要性、体罰の善悪の2つ項目をたてて検討した。

## 2. 2. 質問紙調査の概要及び調査回答者の属性

- (1) 調査時期 2006年12月11日～2006年12月22日
- (2) 調査対象 奈良教育大学学生 278名
  - (1 回生：言語社会コース、身体表現コース、教育発達基礎コース、書道芸術専修／2 回生：保健体育理論受講者／3 回生：言語社会コース、身体表現コース保健体育専攻、健康生涯スポーツ専修)
- (3) 調査方法
 

保健体育理論受講者については、授業時に調査票を配布し、その場で回答してもらい回収した。その他の対象者については、コース代表者が調査票の配布と回収を行った。
- (4) 回収結果
 

配布した278票のうち、262票の有効回答を得た。回収率は94.2%であった。
- (5) 調査内容
  - ・調査対象者の基本的属性についての項目
  - ・調査対象者の中学時代の学校運動部活動についての項目
  - ・調査対象者の高校時代の学校運動部活動についての項目
  - ・調査対象者の現在の体罰の是非の意識についての項目
- (6) 調査対象者の属性
 

性別：男89 (34.1%) 女172 (65.9%) 無回答1  
 年齢：18歳 13.0% 19歳 40.8% 20歳 26.3%  
 21歳 14.9% 22歳以上 5.0% (n=262)

## 3. 結果

### 3. 1. 体罰の経験

#### 3. 1. 1. 体罰経験者の割合

高校時代、中学あるいは高校時代のどちらか一方における学校運動部活動への所属状況は、表1のとおりである。およそ、四分之三の者が中学・高校時代に学校運動部に所属していた。それぞれの所属者の中で、指

導者による体罰経験のある者の割合を表2に示した。中学時代に比べ高校時代に体罰経験のある者の割合は減るものの、中学時代あるいは高校時代のいずれかに体罰経験のある者は52人で、中学時代あるいは高校時代のいずれかに学校運動部活動に所属経験のある者の約四分の一となる。

阿江の調査（1990）によると、中学時代に学校運動部活動に所属している者の中で体罰経験のある者は36.4%、高校時代に体罰経験のある者は37.9%であった。その調査と比較すると本研究の調査結果は少ないように思うが、阿江の調査では体育大学の学生を対象としているため、このような差が見られたのであろう。

表1. 学校運動部活動への所属状況

	人数	全対象者に対する割合
中学時代	190	72.5%
高校時代	146	55.7%
中学または高校のどちらか一方でも所属	204	77.9%

表2. 体罰経験のある者の割合

	人数	学校運動部活動所属対象者に対する割合
中学時代	38	20.0% (n=190)
高校時代	24	16.6% (n=145)
中学または高校のどちらか一方でも体罰経験がある	52	25.6% (n=203)

### 3. 1. 2. 体罰に対する思い

この節では、中学時代あるいは高校時代の学校運動部活動所属者の中で体罰経験がある者（52人）の回答を示す。

中学時代、高校時代を合わせた全体の体罰を受けたときの思いは、阿江の調査（1991）と同様、「自分が悪いので仕方ない」と感じていた者が一番多く、「耐えようと思った」と感じた者も多かった（図1）。しかし、中学時代のみと、高校時代のみとを比較してみると、中学時代は「とても嫌だった」や「指導者が嫌いになった」など、体罰に対して否定的な思いが多い（図2）。それに対して高校時代は、否定的な思いより

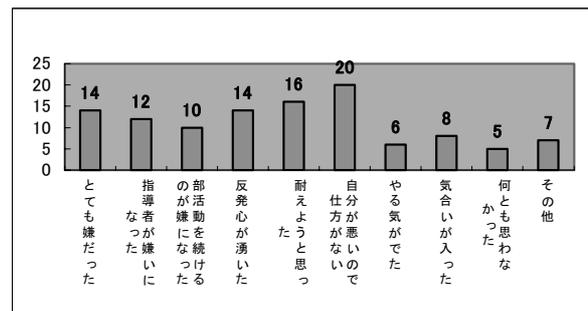


図1. 体罰を受けたときの思い（複数回答）

も「耐えようと思った」などの諦めの思いや「やる気が出た」などの肯定的な思いが多くなっている（図3）。

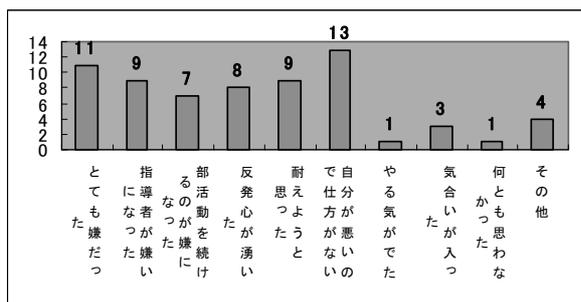


図2.〈中学のみ〉体罰を受けたときの思い（複数回答）

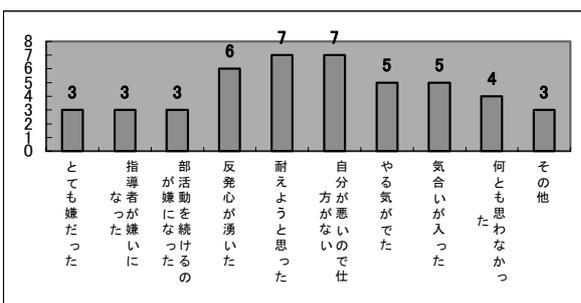


図3.〈高校のみ〉体罰を受けたときの思い（複数回答）

### 3. 2. 体罰の是非の意識を規定する要因

#### 3. 2. 1. 性別との関連性

性別が体罰の是非の意識を規定する要因になるかについては、性別と体罰の必要性の関係について、有意な関連性が見られた（表3）。男子学生が体罰を「必要である」と答える者の割合が、女子学生より2倍近い割合で多かった。性別と体罰の善悪の関係については、有意な関連性は見られなかった（表4）。

#### 3. 2. 2. 学校運動部活動の所属経験との関連性

学校運動部活動の所属経験の有無が体罰の是非の意識を規定する要因になるかについては、体罰の必要性、体罰の善悪のどちらについても有意な関連性はみられなかった。

#### 3. 2. 3. 体罰経験との関連性

中学時代あるいは高校時代の体罰経験の有無が、体罰の是非の意識を規定する要因になるかについては関連性が見られた（表5, 8）。また中学時代、高校時代別の学校運動部活動における体罰経験の有無が体罰の是非の意識を規定する要因になるかについても、中学時代、高校時代共に有意な関連性が見られた（表6, 7, 9, 10）。

表5より、体罰経験のある者はない者に比べて、体罰が必要である」と答える者は、2倍以上の割合となった。また、「体罰は必要でない」と答える者の割合は、体罰経験のない人の方が体罰経験のある者より約2倍の割合だった。中学時代、高校時代別においても同様な結果が出ており、特に高校時代の方が体罰経験のあ

表3. 「性別」と「体罰の必要性」の関係

		体罰の必要性			合計
		必要である	どちらかといえば必要ではない	必要ではない	
男	人数	20	23	46	89
	割合	22.5%	25.8%	51.7%	100.0%
女	人数	21	65	85	171
	割合	12.3%	38.0%	49.7%	100.0%
合計	人数	41	88	131	260
	割合	15.8%	33.8%	50.4%	100.0%

カイ2乗値：6.462 有意性検定結果：p<0.05

無回答：2

表4. 「性別」と「体罰の善悪」の関係

		体罰の必要性			合計
		良いことである	どちらかといえば良いことである	良くないことである	
男	人数	8	34	46	88
	割合	9.1%	38.6%	52.3%	100.0%
女	人数	6	83	81	170
	割合	3.5%	48.8%	47.6%	100.0%
合計	人数	14	117	127	258
	割合	5.4%	45.3%	49.2%	100.0%

カイ2乗値：4.884 有意性検定結果：p>0.05

無回答：4

る者が「体罰が必要である」と答える者の割合が、体罰経験のない者より約28ポイント多かった（表6, 7）。

表8は、体罰経験の有無と体罰の善悪をクロスさせたものであり、体罰経験のある者の方がいない者に比べて「体罰は良いことである」とする割合が大きく、「よくないことである」とする割合が小さくなっている。中学時代、高校時代別においても同様の結果が出ており、特に中学時代よりも高校時代の方が、この傾向が顕著になっている。高校時代において、体罰が良いことであるとする割合は、体罰経験のある者が21.7%、ない者が3.8%である。（表9, 10）<sup>11)</sup>

これらのことより、体罰の是非の意識は、体罰経験の有無によって左右され、自らが体罰を受けることによって体罰を容認することにつながる傾向にあることが明らかとなった。そして、特に中学時代よりも高校時代において、その傾向が顕著である。

表5. 「中学時代あるいは高校時代の体罰の経験」と「体罰の必要性」の関係

		体罰の必要性			合計
		必要である	どちらかといえば必要ではない	必要ではない	
あ る	人数	14	22	15	51
	割合	27.5%	43.1%	29.4%	100.0%
な い	人数	27	65	117	209
	割合	12.9%	31.1%	56.0%	100.0%
合計	人数	41	87	132	260
	割合	15.8%	33.5%	50.8%	100.0%

カイ2乗値：12.966 有意性検定結果：p<0.005  
無回答：2

表8. 「中学時代あるいは高校時代の体罰の経験」と「体罰の善悪」の関係

		体罰の必要性			合計
		良いことである	どちらかといえば良くないことである	良くないことである	
あ る	人数	7	29	14	50
	割合	14.0%	58.0%	28.0%	100.0%
な い	人数	7	87	114	208
	割合	3.4%	41.9%	54.8%	100.0%
合計	人数	14	116	128	258
	割合	5.4%	45.0%	49.6%	100.0%

カイ2乗値：16.585 有意性検定結果：p<0.001  
無回答：4

表6. 「中学時代の体罰経験」と「体罰の必要性」の関係

		体罰の必要性			合計
		必要である	どちらかといえば必要ではない	必要ではない	
あ る	人数	10	15	12	37
	割合	27.0%	40.5%	32.4%	100.0%
な い	人数	31	73	120	224
	割合	13.8%	32.6%	53.6%	100.0%
合計	人数	41	88	132	261
	割合	15.7%	33.7%	50.6%	100.0%

カイ2乗値：6.917 有意性検定結果：p<0.05  
無回答：1

表9. 「中学時代の体罰経験」と「体罰の善悪」の関係

		体罰の必要性			合計
		良いことである	どちらかといえば良くないことである	良くないことである	
あ る	人数	4	21	11	36
	割合	11.1%	58.3%	30.6%	100.0%
な い	人数	10	96	117	223
	割合	4.5%	43.0%	52.5%	100.0%
合計	人数	14	117	128	259
	割合	5.4%	45.2%	49.4%	100.0%

カイ2乗値：7.132 有意性検定結果：p<0.05  
無回答：3

表7. 「高校時代の体罰経験」と「体罰の必要性」の関係

		体罰の必要性			合計
		必要である	どちらかといえば必要ではない	必要ではない	
あ る	人数	10	9	5	24
	割合	41.7%	37.5%	20.8%	100.0%
な い	人数	31	78	127	236
	割合	13.1%	33.1%	53.8%	100.0%
合計	人数	41	87	132	260
	割合	15.8%	33.5%	50.8%	100.0%

カイ2乗値：16.041 有意性検定結果：p<0.001  
無回答：2

表10. 「高校時代の体罰経験」と「体罰の善悪」の関係

		体罰の必要性			合計
		良いことである	どちらかといえば良くないことである	良くないことである	
あ る	人数	5	13	5	23
	割合	21.7%	56.5%	21.7%	100.0%
な い	人数	9	103	123	235
	割合	3.8%	43.8%	52.3%	100.0%
合計	人数	14	116	128	258
	割合	5.4%	45.0%	49.6%	100.0%

カイ2乗値：17.088 有意性検定結果：p<0.001  
無回答：4

### 3. 2. 4. 競技レベルとの関連性

競技レベルは、出場した大会が、国際大会、全国大会、ブロック大会、都道府県大会、それより小さい範囲の大会に出場したことがあるかによって測定した。その結果、中学時代、高校時代のどちらにおいても、競技レベルと体罰の必要性、体罰の善悪のどちらも有意な関連性はみられなかった。

### 3. 2. 5. 学校運動部活動のスポーツのタイプとの関連性

ここでは、学校運動部活動のスポーツのタイプを、競技によって、個人競技（陸上競技・体操競技など）、対人競技（テニス・剣道など）、集団競技（バスケットボール・バレーボールなどのボールゲーム）の3つに分類して、体罰の是非の意識との関連性を検討した。その結果、スポーツのタイプは、体罰の必要性、体罰の善悪のどちらも有意な関連性を持たないことが分かった。

### 3. 3. 体罰の消極的容認（自由記述の検討）

#### 3. 3. 1. 体罰の必要性・善悪について

ここで改めて、体罰の必要性と善悪についての単純集計結果を表11, 12に示す。体罰の必要性・善悪ともに否定的に捉えている者が大多数である。特に体罰の善悪については、否定的に捉える者が全体の94.6%であった。しかしながら、否定的に捉えている者は多いが、体罰は「必要ではない」「良くないことである」ときっぱりと否定する者は全体の約半分の割合で、次に多い値を示したのは「どちらかといえば必要ない」（33.7%）、「どちらかといえば良くないことである」（45.2%）である。本研究の調査対象者は奈良教育大学の学生であり、大半が教員志望である。体罰には様々な問題があり、学校教育法で明確に禁止されているにもかかわらず、学校運動部活動における体罰を完全に否定する者が全体の約半分の割合に止まっている。

表13は、上述の設問、体罰の必要性と善悪を尋ねた後で、その理由を自由記述で求めた結果を示している。この自由記述欄には、245の回答があり、体罰を否定する内容のものが157票、他方、完全には否定しないものが88票あった。後者の中には「時には体罰をせざるを得ないことがあるから」や「常識の範囲内（ビンタや小突くくらい）ならやむを得ないから」、「口で言っても聞かない場合は仕方がないと思うから。しかしやりすぎではいけない」、「本当に悪いことをしている場合は最終手段として用いてもよいと思うから」などと、どちらかといえば体罰を肯定しているような意見が見受けられた。「体罰を肯定しますか、否定しますか」と尋ねれば「否定します」と答えるものの、本音の部分では「仕方がないこと」や「少しぐらいなら」と部分的に体罰を容認しているのである。

表11. 体罰の必要性

	人数(%)
必要である	8 (3.1)
どちらかといえば必要である	33(12.6)
どちらかといえば必要ではない	88(33.7)
必要ではない	132(50.6)
合計	261(100.0)

無回答：1

表12. 体罰の善悪

	人数(%)
良いことである	1 (0.4)
どちらかといえば良いことである	13(5.0)
どちらかといえば良くないことである	117(45.2)
良くないことである	128(49.4)
合計	259(100.0)

無回答：3

表13. 体罰の必要性・善悪についての理由

否定的でない理由	人数
時には体罰をせざるを得ないことがあるから	16
常識の範囲内（ビンタや小突くくらい）ならやむを得ないから	12
信頼関係があれば体罰も許されるから	12
口で言っても聞かない場合は仕方がないと思うから。しかし、やりすぎではいけない	10
本当に悪いことをしている場合は最終手段として用いてもよいと思うから	9
身体を使って教えるのは大事なことから	4
多少は必要なきもあるから	4
全国大会を狙っているような強い部活動なら仕方がないから	3
熱心ならば少しくらいの体罰は仕方がないから 厳しさも必要な時があるから	3
やる気が起こるから	2
むやみやたらに体罰を行うことはいけないが、なぜ体罰をするのかをきちんと伝えれば体罰もありだ と思うから	1
一概に悪いとは言えないが世の中の風潮で肯定 はできないから	1
自分のためだと受け手が理解できれば体罰もあり だと思うから	1
指導者の「思い」が身体と身体のコミュニケーションで 伝わるから	1
指導者としての方法が制限されると思われるから	1

否定的でない理由	人数
愛情があればよいと思うから	1
痛みを子どもが知ることが大切だと思うから	1
傷が残るほどの体罰はよくないと思うが、意味のある指導として必要な体罰もあるのではないかと思うから	1
精神的に強くなるから	1
たまには刺激が必要だから	1
体罰のあとにフォローがあればよいと思うから	1
否定的な理由	
言葉や自分の行動で示すべきであるから	23
別の方法があると思うから	16
体罰によって技能は向上しないから	14
体罰によって成長することはないから	9
体罰は指導者の力不足を補うためのものだから	7
恐怖心を植え付けてしまうから	7
体罰までする必要はないから	7
体罰は心に傷が残るから	6
体罰はおかしいから	4
部活動において体罰の意義が見出せないから	4
部活をそんなに厳しくする必要はないから	4
生徒の自主性が損なわれるから	4
体罰をする意味がわからないから	3
体罰がトラウマになるから	3
現代の親はうるさいから	3
やりすぎる危険があるから	3
身体的苦痛を加えることは犬や猫のようにペットと同じ扱いをされているのと変わらないから	3
楽しむことができないから	3
暴力では何も解決されないから	3
体罰はやってはいけないことであるから	3
体罰はいい思いがないから	3
体罰では何も変わらないから	2
体罰は人権問題であるから	2
人によって受け取り方がちがうから	2
体罰は犯罪だから	2
生徒のやる気をなくしてしまうから	2
体罰は痛いから	2
体罰によって生徒が辞めてしまうから	2
指導の中に体罰は含まれないから	1
体罰をすることによる利益がないから	1
体罰は相手をダメにしてしまうと思うから	1
受け手がスポーツが嫌いになるから	1
体罰は選手の能力を伸ばすのに少なからず障害であると思うから	1
弱者イジメにしか見えないから	1
極力体罰は避けるべきであるから	1
体罰で責めるべきではない	1
心まで屈することはできないから	1
身体に影響を与えるから	1
体罰は許されるべきではないから	1
一方的な力の行使はいけないうことであるから	1

### 3. 3. 2. 体罰についての自由記述

質問票の最後に、学校運動部活動における体罰について思うことを自由記述する項目を設けたところ、79票の回答を得た。その内、体罰を絶対的に否定しているのは42票、体罰を肯定あるいはどちらかといえば肯定しているのは28票（表14）、その他（肯定でも否定でもない意見や体罰とは何かなど）は9票であった。絶対的に否定している意見が多いのは当然のことであるが、この自由記述においても体罰を肯定する意見が少なからず出てきた。例えば、「体罰を受ける者が体罰と認識するか指導の一環と認識するかは指導者と体罰を受ける者の信頼関係が関係する」、「指導者が熱心のあまりの体罰や指導者が体罰を受ける者のことを真剣に考えての体罰は必要な時もある」といった意見が見られた。

表14. 体罰についての肯定的意見

必要以上の体罰は「指導」ではなく「暴力」であるので「暴力」の体罰ではなく、「指導」の体罰は最低限必要であると思う。
私が高校のときしていた部活動のときは、まず言葉で指導を受けていた。その指導を何度もいわれてできない場合は体罰を受けている人もいた。しかし、受けた人はその後大幅に技術が上がり、自分が悪かったと反省していたので良かったと思う。
最近では親がうるさいので少しも手を出せなくなっていると思う。でも、時には必要なものであると思うし、それだけの熱意があるということだと思う。
最近では世間（特に親）が体罰に対して敏感になりすぎているところがあると思う。一人教師が過度の体罰を加え、生徒がケガをする又は最悪死ぬようなことがあるから世間が敏感になるわけで、教師はむやみに暴力を振るうのではなく、必要性に応じて行うことが求められると思う。
体罰とは、人を殴ることだけではないと思う。私は、プレーでミスして殴られることが多かったし、自分で何が悪いのか理解していたので平気だったが、やはり先生と生徒の信頼関係は大切なものだと思う。もし、先生のことを信頼していなければ、怒られ、殴ることを体罰だと感じるが信頼していれば体罰と感じないだろう。
少女バレーのときはサーブミスしたらボールで頭をたたかれるなどがあったが体罰とは思っていなかった。緊張感が与えられる。
あまり良くないと感じる。他の学校であると聞いても、たいていが厳しいだけで、生徒の間違った行動を正すために行われたものとは思えない。生徒があまりにも逸脱行動やそれに関するような行動をした場合には、止むを得ないと思う。生徒に腹を立てての体罰と生徒のことを考えた体罰とは天と地ほどの差があると思う。
どこまでを体罰と言っているのか分からないが、少なくとも私個人は高校での先生の行動は体罰ではなく指導だと思っているので、生徒にそう思わせられる適度な指導が理想だと思う。
何事も信頼があれば成り立つとは思いますが、互いの受け取り方の違いで問題になってしまうかもしれないと思う。

体罰は人によって受けとり方がちがうから、そのときに状況にあわせるべきだと思います。
今まで自分がスポーツをしてきて体罰はやはりあったけれどどこか仕方のないこととして受けていたように思う。
体罰を受ける側の意識の問題もあるのかもしれない。
小・中学生の場合、強いところは、たいがい先生が厳しく、強くなるためには必要とも考えられる。
自分はしようと思わないしむしろできないと思う。しかし、私のことを思って生徒から嫌われ役になっても私にぶつかってくれた先生には感謝している。今までたくさんの先生に会った中で体罰を行った先生は2人だけだったがどちらの先生も好きだし私の人生の中でそんな先生がいたことは有難く思っている。
昔の人は、体罰もある程度許して鍛えられてきたので現在も度がすぎなければOKだと思う。
近年、マスコミ等で騒がれているせいで些細なことでさえ目くじらを立てる世間となってしまっているが、体罰という手段は時と場合によっては必要だと思われる。マスコミや保護者をもっと理解し少々の体罰ならば容認できる環境がなければ教育そのものが腐敗していくような感じさえる。
必要な体罰と不必要な体罰があると思う。体罰を使い、選手が上達するのであれば体罰も時には必要だと思う。
実際に子どもが体罰を受けてそれを自分が悪かったと反省するならば体罰にもきちんとした意味があると言えるが、指導者の気分であったり、気に食わないなどの理由が満足でない場合の体罰は認めてはいけなと思う。
親がどうこう言うことではないと思う。だから、必要なときはかまわないと思う。
体罰はあまりよいこととは思わないが、指導者が子どもを成長させようと思ってケガをさせない程度に、軽くするくらいならしつけとして認めても良いと思う。体罰を全くしたらダメと口で言っても、全く聞かない子などはずっとそのままになると思う。
体罰は必要ないが、先生が本当に一生懸命で生徒たちもそれに答えようとする信頼関係であれば、体罰という言葉ではなくなると思う。だから、教師の体罰はいけないことだということになっているけれど、ただの体罰と熱心な指導を区別する必要があると思うし、保護者もそれを見極めることを努力するようにしたらよいと思う。
殴る・蹴るはさすがにいけないと思うが愛のある体罰なら、受けた側もいやな気持ちになるとは限らないと思う。
私は小学生の時に体罰を受けたことがあるが、それで指導者を嫌いになったことや、スポーツが嫌いになったことはなく、わたしにもそれなりの理由があったからだったのだと思う。度が過ぎる程の体罰はあってはならないことだと思うが、ある程度は仕方がないのではないだろうか。
生徒に体罰を与えることには、基本的には反対だが、必要な場合、また生徒のために仕方なくという場合は、ある程度なら許容できる。
体罰とは?しごきとは?それはそのようなことをされた側、つまり受け手が体罰だと思えば体罰になるししごきと受け止めればしごきになると思うので、境界線を引くのは難しいと思う。先生(指導者)が少しくらい厳しくないと、忍耐力など運動をするには必要な力が養われないと思う。少しくらい殴られたからといってギャーギャー騒ぐなと思う。

自分が指導者を信頼し、自分が絶対に悪い場合の体罰は問題ではないと思う。なぜならそれは体罰と認識しないと思うから。
バスケットシューズで殴られ、ふくらはぎにシューズの跡があざになることがあった。さすがに今考えればやりすぎだと思う。しかしそれで成績が上がったのも事実。今はちょっとした事で体罰だと騒ぐが、一定の線を越えなかったらよいのではないかと思う。
生徒・先生間のきずなや信頼関係がしっかりできていたら、生徒は体罰を体罰と感じないで、先生が自分たちのことを思ってのことだと受け止められると思うだろうから、テレビなどで教師の体罰を生徒が訴えるような事件では、先生の普段からの言動に問題があつてのことだと思うから、そういうものはなくしていかなければいけないと思う。ただ部活などで先生が生徒に信頼されていて、強くなるためにある程度厳しいことをするのはよいと思う。
やりすぎなければよい。
愛があればいいのではないか?愛は先生と生徒では尺度が違うので難しい。しない方がもちろんいいが時として勝負しないといけなときもあるように思う。

#### 4. 考察

本研究では、本学の学生を対象にして、彼ら、彼女らが経験した体罰の実態を調査するとともに、体罰の是非の意識には何が関連しているのかを検討した。中学あるいは高校で運動部に所属したものは約8割おり、その中の約4分の1が体罰を経験していた。体罰の是非の意識は、性別と体罰経験とに関連性が見られた。男子学生の方が女子学生より「体罰が必要である」と答える割合が大きかった。また、体罰経験のある者は、体罰経験がない者に比べて「体罰が必要である」「体罰は良いことである」と答える割合が大きく、「体罰は必要ではない」「体罰は良くないことである」と答える割合が小さかった。この結果は、体罰を受けた者は自らの経験を正当化しようとする傾向を示すものかもしれない。体罰についての自由記述から、体罰を完全に否定していない者も少なからずいることが明らかとなった。これらの結果から、どのようなことが考察できるだろうか。

教員を目指す学生が大半を占める本学の学生を対象とした調査において、この結果は大きな問題を提起するものと見なすことができる。だがここで、なぜ体罰を否定しきれないのか、そして、なぜ体罰を受けたものが体罰を正当化する傾向にあるのかを検討する必要があるのではないだろうか。

暴力の根元にあるものは、生きる力あるいは力への意志であり、スポーツを原始に立ち返って議論するとき、スポーツに内在する「暴力」に注目すべきだと稲垣(2007, 33-37頁)は論じている。そこでは、ソレルの『暴力論』に言及し、一般に暴力という強制的な物

理的力としてのforceとは異なり、violenceは人間の生を高揚させる激烈な力であり、生命力としての意志、英雄のような行動力、自由な人間をつくる創造力、自己犠牲の努力、自己規律的な労働のモラル、勇気としての徳が一つになったものであると紹介している。スポーツの起源は、食物獲得のための狩猟や人間同士の闘争にあり、男性の特権の専有物として発展してきた。その後、19世紀に近代スポーツがイギリスで誕生し、近代産業社会において男性文化としてスポーツは洗練されていった(飯田, 1998, 163-164頁)。こうしたジェンダー・イデオロギーをスポーツが内包するがゆえ、スポーツの実践場面である部活動において、男性の方が女性よりも暴力を伴う体罰の必要性を認める傾向にあるのかもしれない。

また、稲垣(2007, 37-45頁)はベンヤミンの『暴力批判論』を援用し、暴力が目的ではなく手段として行使される時、他者との自己との関係性によって、それが暴力と見なされるかあるいは暴力と見なされないかの違いが生じてくると指摘する。

本研究での自由記述の中に、「最終的に手段として用いてもよい」「指導の体罰は最低限必要である」という回答があったが、これなどは、教育的な目的に適っているのであれば体罰は容認できるという立場にたつものである。教育的目的のためならば手段としての体罰は認められるのかという考え方の妥当性について再検討する必要があるだろう。また、自由回答の中には「信頼関係があれば、体罰という言葉ではなくなる」、「愛のある体罰なら、受けた側もいやな気持ちになるとは限らない」という回答があったが、これも稲垣が指摘するように、他者と自己との関係性によってそれが体罰と見なされたり見なされなかったりするということを示すものである。今後、体罰を行使する者と受ける者との関係性に注目した研究が必要となるだろう。本研究では、体罰を受けた者に体罰を肯定的に捉える傾向が認められた。これは何を意味するのであろうか。亀山(2000)は、教育現場で生じている様々な問題を考察するにあたり、「社会化」概念を再吟味した上で「超社会化」という概念を提示している。ルソーはエミールの教育を「市民になるための教育」と「人間になるための教育」の二つに分けたが、社会化が前者に超社会化が後者に相当する。亀山は、ベルグソンの提示した「開いた社会」への社会化を超社会化とし、そこでの「人格の変容は社会に属する自我を破壊し、社会を超えた創造的なエネルギーを呼び入れ、それを介して新しい自己を生成することによって可能となる」(亀山, 2000, 39頁)と言う。そして、ベイトソンが示したアルコール依存症の精神療法を例にあげ、プライドという閉じた社会での認識論的枠組みから開いた社会へと導かれ、自己や社会を超えた大きなものに包摂され、共感の下で組み換えられるというプロセスを、

社会化が超社会化を介して再社会化を可能にする過程として亀山は解釈している。もしかすると、体罰を経験し、それを肯定的に捉える者は、こういった神秘体験にも似た超社会化を体験しているのかもしれない。

「私のことを思って生徒から嫌われ役になっても私にぶつかってくれた先生には感謝している。今までたくさん先生の先生に会った中で体罰を行った先生は2人だけだったがどちらの先生も好きだし私の人生の中でそんな先生がいたことは有難く思っている」という自由記述にも、体罰を受けた者でしか分からない自己変容の可能性が窺われる。

もちろん、筆者らはスポーツ指導における体罰を肯定しようとするものではない。そもそも体罰は暴力を手段として他者を服従させるものであり、許されるべきものではない。だが、如何なる場合にあって体罰は認められないという主張を強調すればするほど、それでもなくなる体罰の現実から遊離してしまうのも事実である(根上・藤田, 1989, 1-2頁)。単に体罰反対の原則を叫ぶだけでは運動部活動での体罰はなくならない。なぜなくなるのかを知るためには、体罰とは何かを、そしてスポーツと暴力との関係を再考しなくてはならない。そのためには、体罰を肯定する人や絶対否定しない人の意見や体験に耳を傾ける必要がある。そこから体罰批判の新しい可能性が見出されるのではないだろうか。

## 注

- 1) 表9、表10については、期待度数の小さいセルがあるので、統計ソフトSPSSのExact Tests(正確有意確率によるモンテカルロ推定)を実施した。その結果、表9は $p < 0.05$ 、表10は $p < 0.001$ となり、関連性が認められた。

## 引用参考文献

- 阿江美恵子(1990)「スポーツ指導者の暴力行為について」東京女子体育大学紀要25:9-16.
- 阿江美恵子(1991)「暴力を用いたスポーツ指導の与える影響」東京女子体育大学紀要26:10-16.
- 阿江美恵子(1995)「学校期の競技スポーツ指導における体罰」東京女子体育大学紀要30:85-91.
- 阿江美恵子(2006)「ここがおかしい、日本のスポーツ—運動部と暴力問題はスポーツ界の常識か—」体育科教育54(1):30-33.
- 秋池宏美(1992)「教師の体罰意識と学校運営」牧柁名ほか編著『懲戒・体罰の法制と実態』学陽書房, 350-366.
- 朝日新聞 2006.6.5 朝刊15面13版.
- 飯田貴子(1998)「スポーツとジェンダー」池田勝・守

- 能信次編『講座・スポーツの社会科学1 スポーツ社会学』杏林書院, 161-178.
- 稲垣正浩 (2007) 「スポーツと暴力」 談(たばこ総合研究センター発行) 第27号 31-57.
- 今橋盛勝 (1986) 『体罰』 日本放送出版協会.
- 岡山超 (1982) 「子どもの発達と体罰」 牧柁名・今橋盛勝編『教師の懲戒と体罰』 総合労働研究所, 98-114.
- 沖原豊 (1980) 『体罰』 第一法規出版.
- 亀山佳明 (2000) 「社会化論から超社会化論へ；社会化論を超えて」 亀山佳明・麻生武・矢野智司編著『野生の教育をめざして』 新曜社, 9-46.
- 小林剛 (1993) 『いじめ・体罰がなぜ起きるか』 明治図書出版株式会社.
- 坂本秀夫 (1995) 『体罰の研究』 三一書房.
- 根上優・藤田紀昭 (1989) 「スポーツ・バイオレンスの社会学」 体育・スポーツ社会学研究 8:1-25.
- 牧柁名・今橋盛勝編 (1982) 『教師の懲戒と体罰』 総合労働研究所.
- 森田ゆり (2003) 『しつけと体罰』 童話館出版.